

# 小林市健幸のまちづくり拠点施設 整備事業

## 要求水準書

令和5年7月

小 林 市



## 目 次

I 総則 .....	1
1 要求水準書の位置付け .....	1
2 事業提案書 .....	1
3 業務範囲 .....	1
4 本事業のスケジュール .....	1
5 遵守すべき法制度等 .....	1
6 個人情報の保護及び秘密の保持 .....	3
7 要求水準の変更 .....	3
8 事業期間終了時の要求水準 .....	4
9 著作権・特許権等の使用 .....	4
II 基本条件 .....	5
1 敷地の現況 .....	5
III 新施設等の要求水準 .....	6
1 基本理念及び整備コンセプト .....	6
2 新施設等の設計要件 .....	7
IV 各業務に関する事項 .....	21
1 新施設の設計に関する業務 .....	21
2 新施設の施工に関する業務 .....	24
3 新施設の工事監理に関する業務 .....	27

# I 総則

## 1 要求水準書の位置付け

本要求水準書（以下「本書」という。）は、小林市（以下「本市」という。）が「小林市健幸のまちづくり拠点施設整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定に当たり、応募者を対象に交付する「募集要項」と一体のものであり、本事業において市が要求する業務の水準（以下「要求水準」という。）を示し、募集に参加する応募者の提案に具体的な指針を示すものである。

また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。要求水準を満たさないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき措置するものとする。

## 2 事業提案書

事業提案書の内容のうち、本書において実施しなければならないと認められた事項については、これを達成しなければならない。ただし、応募者は、本書及び添付資料に具体的な特記仕様のある内容については、これを遵守して提案を行い、応募者の責任において担保しなければならない。また、本書に具体的な特記仕様のない内容については、創意工夫を発揮した提案を行うこと。

## 3 業務範囲

本事業の業務内容は、健幸のまちづくり拠点施設（以下「新施設」という。）等の設計及び建設に係る以下の業務とし、詳細はⅢ 新施設等の要求水準及びⅣ 各業務に関する事項に示す。

### （1）新施設の設計に関する業務

- 1) 実施設計業務
- 2) その他関連業務（各種手続き等）

### （2）新施設の施工に関する業務

- 1) 新施設の施工業務
- 2) その他関連業務

### （3）工事監理に関する業務

- 1) 工事監理業務

## 4 本事業のスケジュール

本事業のスケジュールとして、以下に示す条件を遵守すること。

新施設の工事完成（完了検査を除く）	令和8年2月13日まで
本事業の事業期間	令和8年2月27日まで

## 5 遵守すべき法制度等

本事業を実施するに当たって、事業者は本要求水準書に記載の有無に関わらず、関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例、規則、要綱等を的確に把握し遵守すること。また、各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、準備すること。

なお、以下に本事業に関する主な関係法令等を示す。

(1) 法令・条例等

- 1) 地方自治法
- 2) 建築基準法
- 3) 都市計画法
- 4) 消防法
- 5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- 6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
- 7) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）
- 8) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 9) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネルギー法）
- 10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- 11) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- 12) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- 13) 資源の有効な利用の促進に関する法律（ラージリサイクル法）
- 14) 官公庁施設の建設等に関する法律
- 15) 建築士法
- 16) 建設業法
- 17) 電気事業法
- 18) 下水道法
- 19) 水道法
- 20) 道路法
- 21) 屋外広告物法
- 22) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 23) 騒音規制法
- 24) 振動規制法
- 25) 水質汚濁防止法
- 26) 土壤汚染対策法
- 27) 大気汚染防止法
- 28) 悪臭防止法
- 29) 労働基準法
- 30) 労働安全衛生法
- 31) 警備業法
- 32) 個人情報保護に関する法律
- 33) 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- 34) 宮崎県建築基準法施行条例
- 35) 宮崎県 人にやさしい福祉のまちづくり条例
- 36) みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例
- 37) 小林市まちづくり基本条例
- 38) その他関連法令及び条例

## (2) 要綱・基準等（最新版）

- 1) 建築設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- 2) 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- 3) 建築鉄骨設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- 4) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修）
- 5) 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 6) 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 7) 官庁施設の基本的性能に関する技術基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 8) 官庁施設の基本的性能基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 9) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 10) 官庁施設の環境保全性に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 11) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 12) 建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 13) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 14) 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 15) 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 16) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 17) 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 18) 公共建築設備工事標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 19) 建築 CAD 図面作成要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 20) 建築工事内訳書作成要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 21) 営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 22) 日本建築学会諸基準
- 23) 宮崎県設計業務共通仕様書
- 24) 宮崎県建設工事共通仕様書
- 25) その他関連要綱及び各種基準

※国は、「公共建築工事共通費積算基準」及び「公共建築工事積算基準等資料」を改訂し施行しているが、本事業においては適用しない。

## 6 個人情報の保護及び秘密の保持

事業者は、業務を実施するに当たって知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏洩、滅失又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を関連法令に準拠して講じること。また、業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

なお、事業者は、業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

## 7 要求水準の変更

### (1) 発注者による変更

市は、本事業の期間中に、法令等の変更、災害・事故等の発生、その他特に変更が必要と認められ、業務内容が著しく変更される場合は、要求水準書を変更する場合がある。

## (2) 要求水準の変更手続き

市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者に通知する。要求水準の変更に伴い、契約書に基づく事業者に支払う対価を含め契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

## 8 事業期間終了時の要求水準

事業者は、事業期間終了後に施設の全てが要求水準書で提示した性能及び機能を発揮できている状態で市に引き渡すこととする。少なくとも事業終了後1年以内は、建築物、建築設備等の修繕・更新が必要とならない状態を基準に、引き渡し時の状態について市と協議を行うこと。

また、事業期間終了に当たり、事業者は市と協議の上日程を定め、市の立会いの下に上記の状態の満足についての確認を受けること。

## 9 著作権・特許権等の使用

### (1) 著作権

市が示した書類の著作権は市に帰属し、提出書類の著作権は応募者に帰属する。

ただし、本事業において公表等が必要と認めるときには、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、応募者の提出書類については返却しない。

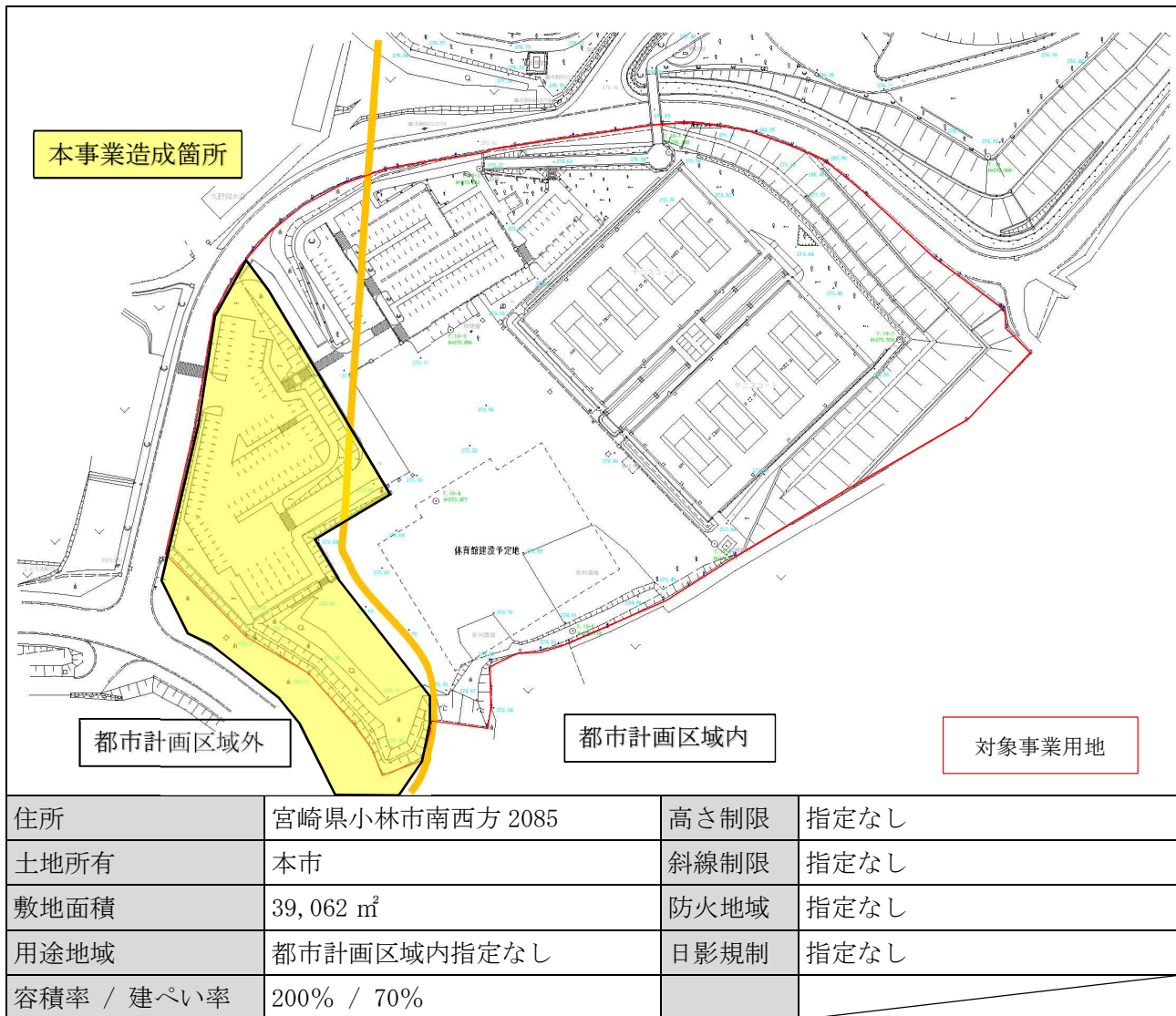
### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担する。

## II 基本条件

### 1 敷地の現況

本事業の対象となる敷地の概要を以下に示す。



なお、敷地及び周辺インフラ整備状況に関しては、以下に示す別添参考資料を参照すること。

#### 【添付資料一覧：ホームページで公表する資料】

- 添付資料-1 敷地図
- 添付資料-2 幹線配線図
- 添付資料-3 給水配置図
- 添付資料-4 配置・工事範囲図
- 添付資料-5 平面図
- 添付資料-6 観覧席計画
- 添付資料-7 映像・音響設備システム図
- 添付資料-8 法令図



### Ⅲ 新施設等の要求水準

#### 1 基本理念及び整備コンセプト

##### (1) 基本理念

「市民の誰もがいつでも気軽に訪れ、スポーツ・健康づくり・子育てを行うことができる拠点施設の整備」

##### (2) 基本理念に基づく施設整備の基本的な考え方

新施設は、多様なニーズに対応した施設とするために、以下の項目を施設整備の基本的な考え方とします。

###### 1) 誰もが日常的に利用しやすい施設

乳幼児から高齢者までの幅広い年代、障がい者や健常者等の様々な立場の方々に対応可能な施設として、ユニバーサルデザインを取り入れ、サイン（標示）計画においても細かい配慮がなされた、誰にとっても快適な施設づくりを行います。

###### 2) スポーツ活動、健康づくり、子育て支援の拠点として活用できる施設

日常利用から国体レベルまで対応可能な体育館機能を中心とし、健康づくり機能・子育て支援機能を備え、各機能が地域の活動拠点となる施設づくりを行います。

また、各スポーツ大会、交流会や教室などのイベントに対応した、複合施設ならではの交流拠点となる施設づくりを行います。

###### 3) 広域的な災害発生にも対応でき防災拠点となる施設

災害発生時の避難所及び市内外の広域的な災害応急対策拠点としても機能するよう、災害に強い構造、非常用電源設備や防災倉庫を備えた施設づくりを行います。

###### 4) イニシャルコストやランニングコストに配慮した施設

人口減少や、それに伴う財政規模の縮小化、将来的な利用状況などを考慮し、将来の小林市の規模を想定した施設づくりを行います。

また、長期にわたり維持管理・運営することを念頭に置き、維持管理の容易性、経済性、更新性に配慮した施設づくりを行います。

###### 5) 新たな時代に対応した施設

現代社会に対応したデジタル技術を活用して、施設利用者の安心・安全な環境の整備と各種事業に対して利便性のある環境の整備に配慮した施設づくりを行います。

## 2 新施設等の設計要件

### (1) 構成

新施設等は新施設及び外構で構成することとし、以下に示す要件を満たすこと。

新施設	構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
	規模	地上2階建て、耐火建築物
	建築面積	約5,374 m <sup>2</sup>
	延床面積	約6,170 m <sup>2</sup> （延床面積±5%までの面積増減は許容する。）
	耐震安全性の分類	構造体：Ⅱ類 建築非構造部材：A類 建築設備：乙類
外構	駐車場	一般駐車場：242台（思いやり駐車場8台含む）
		臨時バス駐車場：9台
		公用車駐車場：8台
		職員駐車場：44台
	駐輪場	20台程度
クロスカントリーコース	造成拡張部含む周回設計	

※本市は、駐車スペースの確保を目的として、上記の表の駐車場スペースに加えて、敷地を拡張して約290台分の駐車場スペースを追加整備することを予定しており、本事業の外構の実施設計業務には、この拡張する駐車スペースの測量設計も含むものとする。なお、拡張する敷地部分の位置や範囲については契約締結後に提示する。

新施設を構成する機能及び主な諸室等は以下のとおりとする。

機能	諸室等	面積 (m <sup>2</sup> )
体育館機能	アリーナ	1,712
	器具庫	257
	下足室・履替	122
	事務所兼警備員室	36
	大会役員室	24
	放送室	16
	更衣室	71
	トイレ	322
	検査室	6
	機械室	109
	観覧席	1,145
	ランニングコース	上記含
	健康づくり・子育て支援機能	多目的室
器具庫（多目的室）		22
事務室		303
相談室		24
診察室		23
子育て支援センター		82
ファミリーサポートセンター		33
クッキングスタジオ		60
トイレ		56
会議室（選手控室兼）		176
倉庫		38
赤ちゃんルーム		18
薬品保管庫		6
更衣室		33
印刷室		8
ランドリー室	13	
休憩室	33	

機能	諸室等	面積 (m <sup>2</sup> )
共用部	玄関	—
	ホワイエ	—
	交流スペース	144
	昇降機	9
	屋内遊び場	52
	飲食スペース	47
	自販機コーナー	21
	屋外階段・避難バルコニー・展望テラス	—

## (2) 配置・平面計画

新施設と外構の位置関係は【添付資料-4 配置・工事範囲図】を、新施設内の諸室等の位置関係及び面積は【添付資料-5 平面図】を原則とする。なお、以降の(3)～(6)の要求水準については、同等以上の性能が確保できることを条件に事業者提案を踏まえ、協議の上決定する。

## (3) 構造

### 1) 基本方針

- ・地震等の災害後、利用者の安心感を損なわない、建物の安全性に配慮した構造計画とする。
- ・日常の生活により発生する荷重に対し、有害なひび割れ等が発生しないように、各柱・梁等の部材を決定する。
- ・地震、暴風、積雪に対する安全性を十分確保した構造計画とする。
- ・建築計画における諸室配置に自由度をもたせるように、また将来の諸室の変更にも柔軟に対応できるよう配慮し、利用者の利便性を損なわない構造計画を行う。

### 2) 耐震安全性

- ・建築基準法及び同施行令、国土交通省告示、各種構造指針に準拠し構造設計を行う。
- ・建築物の存在期間中に数度遭遇することを考慮すべき稀に発生する地震動(中地震)に対して、損傷が生ずるおそれのないこととする。
- ・建築物の存在期間中に1度は遭遇することを考慮すべき極めて稀に発生する地震動(大地震)に対して、耐震安全性の分類をⅡ類と定め、構造体を大きく補修することなく建築物を使用できることとする。
- ・耐震安全性の分類をⅡ類とすることにより保有水平耐力計算(大地震時の検討)には重要度係数  $I=1.25$  を考慮する。
- ・地震については、建設地の地震地域係数 ( $Z=0.9$ ) を考慮して安全の検証を行う。

## (4) 諸室等の留意する事項

### 1) 体育館機能

#### ①アリーナ

- ・アリーナの床は鋼製床組とし、仕上はスポーツ用長尺弾性シートとする。
- ・アリーナは、外部から資機材搬入のための出入口を設けること。
- ・アリーナには、A I カメラを天井に3台、壁面に3台設置し、必要な配管配線工事を行うこと。設置する箇所については、事業者提案を踏まえ協議による。なお、A I カメラは以下の機器を想定する。

株式会社 NTTsportict STADIUM TUBE S3 モデル
--------------------------------------

- ・アリーナにおいて実施するスポーツのコート寸法等は以下のとおり想定し、ライン引きを行うこと。また、各種競技が実施可能なように床金具を取り付けること。

コート名称	コート寸法 (m)	面積 (面)	必要 高さ (m)	安全エリアの大きさ基準			ライン幅 (コーナーポ イントライ ン幅)
				a (短辺と 壁面間)	b (長辺と 壁面間)	c (併設 コート間)	
サブバスケット ボールコート	28×15	2	7	4m	3.4m	10.4m	5cm
メインバスケット ボールコート	28×15	1	7	10.5m	9.5m	-	5cm
サブ3面バレーボール コート (6人制)	18×9	3	12.5	9m	3.3m	6.78m	5cm
サブ2面バレーボール コート (6人制)	18×9	2	12.5	9m	7.5m	14.2m	5cm
メインバレーボール コート (6人制)	18×9	1	12.5	13m	14.5m	-	5cm
サブバレーボール コート (9人制)	21×10.5	2	12.5	7.5m	8m	10m	5cm
メインバレーボールコート (9人制)	13.4×6.1	1	12.5	13m	13m	-	5cm
バトミントン/ソフトバレー コート (6面)	13.4×6.1	6	12.0	6.7m	3.8m	5.0m	5cm
卓球	14×7 ※競技領域	10	5	3m	2.5m	-	-
ハンドボール	20×40	1	-	3.6m	8m	-	5cm
トランポリン	30×12	4	-	-m	-m	-	-
バレーボールコート小学生	16×8.0	3	-	10m	4m	7m	5cm ポイント
サブハンドボール コート小学生	20×33.0	2	-	-m	-m	-	5cm ポイント

## ②器具庫

- ・器具庫は4室計画し、4室のうち1室に防災備蓄スペースを設け、外部から資機材搬入のための出入口を設けること。
- ・器具庫は、移動式バスケットゴール (収納時 幅 1,900 mm、長さ 4,057 mm、高さ 1,870 mm) が格納可能な高さとする。

## ③下足室・履替

- ・下足室及び履替はアリーナ利用者の下足を収納できるようアリーナと隣接させること。
- ・下足室には、400足程度収納可能な棚を設置し、履替には、120足程度収納可能な棚を設置すること。

## ④事務所兼警備員室

- ・開館時は体育館受付窓口として利用し、閉館時は警備員室として利用する。なお、警備員が宿泊する想定はしない。
- ・管理者として監視カメラ設備、拡声設備 (非常・業務放送) 及び自動制御設備を集中管理できるように計画すること。

## ⑤大会役員室

- ・大会役員室の床材はタイルカーペットとすること。

## ⑥放送室

- ・放送室の床材は、OAフロー・タイルカーペットとすること。
- ・放送室には、各種大会やコンベンションの利用を想定した音響機器及び放送機器等を設置すること。

## ⑦更衣室

- ・更衣室は、男性用、女性用各1室計画し、それぞれ3台 (うち1台は車椅子対応) のシャワー設備を設置すること。

- ・給湯方式はガス給湯（プロパンガス）とする。

#### ⑧トイレ

- ・トイレ1及び2階トイレは、2方向の出入口を設けること。
- ・トイレ1の個室は、男性用、女性用ともに更衣可能な設備とスペースを設けること。
- ・トイレ1の女性用トイレには、パウダールームスペースを設けること。
- ・2階トイレは、男性用、女性用それぞれに和風大便器を1器設置すること。
- ・1階の多目的トイレは、2室計画することとし、2室のうち1室は隣接する検査室へ検尿検体を提出可能なよう、小窓を設けること。2階の多目的トイレは、2室計画することとし、2室のうち1室は、主に親子での利用を想定した多目的トイレ（親子トイレ）とすること。

#### ⑨検査室

- ・検尿等の検査を行うため、シンク及び汚物流しを設置すること。

#### ⑩機械室

- ・機械室は、将来的に設置を計画している太陽光発電の電力活用のため、蓄電池の設置スペースを設け、空配管を計画すること。

#### ⑪観覧席

- ・観覧席は、固定式で2階に車椅子観覧席6席含む800席以上を設置する。
- ・観覧席の階段は、踏面300mm以上、蹴上160mm以下とする。
- ・観覧席の座席間隔は、1,000mmとする。
- ・詳細は【添付資料6 観覧席計画】を参照すること。

#### ⑫ランニングコース

- ・2階観覧席後方の空間は、通路を兼用した、周回できるランニングコースとする。
- ・ランニングコースの床材は、スポーツ用長尺弾性シートとする。

### 2) 健康づくり・子育て支援機能

#### ①多目的室

- ・多目的室は、2部屋に分けて利用できるよう可動式間仕切りを設置すること。
- ・多目的室の床は鋼製床組とし、仕上はスポーツ用長尺弾性シートとする。
- ・多目的室の壁面の一部に収納可能な姿見鏡（幅2,000mm程度、高さ2,000mm程度）を設置すること。また、休憩用の造り付けベンチを設置し、壁の仕上げを一部ホワイトボードとする。
- ・多目的室には、A Iカメラを1台設置し、必要な配管配線工事を行うこと。設置する箇所については、事業者提案を踏まえ協議による。なお、A Iカメラはアリーナに設置する機器と同様の機器を想定する。

#### ②事務室

- ・執務室は、OAフロアとし、床材はタイルカーペットとすること。
- ・エントランスに面し、ローカウンターを計画すること。

#### ③相談室

- ・相談室は、執務室と隣接させ、執務室及び廊下への出入り口を設けること。
- ・相談室は、利用者のプライバシーに配慮し、吸音・遮音仕様とすること。

#### ④診察室

- ・診察室は、健康診断、歯科検診、各種健康相談の実施や各種大会時の医務室としての利用を想定し、2室計画すること。
- ・診察室には、洗面器1器、収納式ベッド1台を各室に設けること。

#### ⑥子育て支援センター

- ・子育て支援センターは、乳幼児が使用することから、床材はクッション性のある仕上げとすること。また、嘔吐物等の清掃が容易にできる仕上げとすること。
- ・エントランスに面し、ハイカウンターを計画すること。
- ・子育て支援センターには、自動配信カメラを1台設置し、必要な配管配線工事を行うこと。設置する箇所については、事業者提案を踏まえ協議による。なお、カメラはs X G P環境対応機器を想定する。

⑦ファミリーサポートセンター

- ・ファミリーサポートセンターは、O Aフロアとすること。
- ・ファミリーサポートセンターは、子育て支援センターへの出入り口を設けること。

⑧クッキングスタジオ

- ・クッキングスタジオは、実習にも対応可能なIHコンロ、シンク、電気オープンレンジを備えた調理台3台を設置する。以下に想定仕様を示す。

	概要	寸法	数量
調理台 (講師用)	シンクレバー混合水栓、配水トラップ、コンセント、ラッチ付き、引出し2個、両開き収納1ヶ所	2,400W×900D×800H	1
調理台 (受講者用)	シンクレバー混合水栓、配水トラップ、コンセント、ラッチ付き、引出し4個	2,400W×900D×800H	2
I Hコンロ	鉄・ステンレス対応、I Hヒーター:3.0 kW (左右)、ラジエントヒーター:1.25 kW	600W×560D×235H	3
電気オープンレンジ	庫内容量:約33ℓ、出力:オープン3.8 kW・レンジ1,000/600/300/150/100W 相当・グリル2.5 kW	596W×520D×575~635H	3

- ・クッキングスタジオには、A Iカメラを1台設置し、必要な配管配線工事を行うこと。設置する箇所については、事業者提案を踏まえ協議による。なお、A Iカメラはアリーナに設置する機器と同様に自動配信できる機器を想定する。

⑨トイレ

- ・トイレは、男性用、女性用各1室計画し、それぞれに幼児用の小便器1器、大便器1器を設置すること。
- ・主に親子での利用を想定した多目的トイレ(親子トイレ)を1室計画すること。

⑩会議室(選手控室兼)

- ・会議室は、3部屋に分けて利用できるよう可動式間仕切りを設置すること。
- ・会議室には、A Iカメラを1台設置し、必要な配管配線工事を行うこと。設置する箇所については、事業者提案を踏まえ協議による。なお、A Iカメラはアリーナに設置する機器と同様に自動配信できる機器を想定する。

⑪赤ちゃんルーム

- ・赤ちゃんルームには、給湯設備及び子ども用洗面台を整備すること。
- ・赤ちゃんルーム内に、授乳室を2部屋設けること。なお、赤ちゃんルーム内から授乳室への視認性に配慮すること。

⑫薬品保管庫

- ・薬品保管庫には、薬品保管用冷蔵庫1台を設置するため、電源を確保すること。

⑬更衣室

- ・更衣室は、新施設の職員が更衣のために使用することを想定し、男性用と女性用各1室を計画すること。

⑭印刷室

- ・印刷室は、印刷機を設置するため、電源及びLAN環境を整備すること。
- ・印刷室は、事務作業が可能なスペースを設けること。

⑮ランドリー室

- ・ランドリー室は、家庭用洗濯機2台が設置可能なように配線配管工事を行こと。

⑯休憩室

- ・休憩室には、流し台1台を設置すること。

3) 共用部

①玄関

- ・1階北側の玄関は、体育館機能と健康づくり・子育て支援機能それぞれの出入り口を設置し、

風除室（自動扉）を設けること。また、イベントや避難時に活用可能な手動開閉式の出入り口を設けること。

- ・玄関北側の車寄せには検診車が横付けできる、庇を設けること。
- ・1階南側の玄関は、職員玄関とし、入退館時の施錠管理が可能なよう、セキュリティ設備を設けること。

#### ②ホワイエ

- ・ホワイエには、デジタルサイネージを設置すること。なお、デジタルサイネージは以下を想定する。

75V 3連設置タイプ・・・1箇所、75V設置タイプ・・・1台 稼働タイプ・・・1台
--

- ・屋内階段は、幅 1,500 mm以上、蹴上 160 mm以下、踏面 300 mm以上とすること。
- ・ホワイエには、A I カメラを 1 台設置し、必要な配管配線工事を行うこと。設置する箇所については、事業者提案を踏まえ協議による。なお、A I カメラはアリーナに設置する機器と同様に自動配信できる機器を想定する。

#### ③交流スペース

- ・交流スペースには、デジタルサイネージを設置し、必要な配管配線工事を行うこと。なお、デジタルサイネージは以下の機器を想定する。

75V 2連設置タイプ・・・1箇所、稼働タイプ・・・1台
------------------------------

#### ④昇降機

- ・昇降機は、以下の基準を満たす計画とすること。

かごの奥行き	135cm 以上
出入口の幅	90cm 以上
定員	15 人乗り（積載荷重 1,000 kg）
定格速度	45m/min
台数	1 台
停止箇所	1～2階（2か所）
特記	車いす対応、視覚障がい者仕様、音声案内装置
乗降ロビー	150 cm角以上の奥行き

#### ⑤屋内遊び場

- ・屋内遊び場は、屋内型児童遊具を設置し子どもが遊ぶ場を想定し、安全性の高い仕上とすること。また、建具を設けずに屋内遊び場のスペースが明確となるよう計画すること。
- ・屋内遊び場には、自動配信カメラを 1 台設置し、必要な配管配線工事を行うこと。設置する箇所については、事業者提案を踏まえ協議による。なお、カメラは s X G P 環境対応機器を想定する。

#### ⑥飲食スペース

- ・飲食スペースには、デジタルサイネージを設置し、必要な配管配線工事を行うこと。なお、デジタルサイネージは以下の機器を想定する。

75V 設置タイプ・・・1台 稼働タイプ・・・1台
---------------------------

#### ⑦自販機コーナー

- ・1階及び2階には、自動販売機が設置可能なよう電源を設けること。

#### ⑧屋外階段・避難バルコニー・展望テラス

- ・屋外階段は、屋外から直接 2 階へアクセス可能なよう 3 か所に計画すること。
- ・避難バルコニーは、避難や保守点検用に 2 階外周部に計画すること。

### (5) 設備

#### 1) 電気設備

##### ①基本方針

- ・設備容量は十分な容量を確保し、電力需要に対して安定した供給が行える計画とすること。
- ・各競技の基準に即した設備計画とすること。

- ・持込み電気音響、照明機器等にも配慮した計画とすること。
- ・照明は高効率型器具やLEDなどの低電力器具による消費電力の低減化と寿命の長い器具を採用することで維持管理に対しても配慮した計画とすること。
- ・照明については、共用部の照明を間引き点灯や消し忘れ防止による省電力、管理運用業務の軽減化に配慮した計画とすること。
- ・省エネルギーの向上を図るため、高効率機器を採用すること。
- ・法定負荷などの防災機器及び施設機能上重要な負荷に対しては、停電時のバックアップ電源として非常用発電機により供給が行える計画とすること。
- ・公園全体計画にて、太陽光発電設備を別途設置予定のため、受変電設備への接続・蓄電池設置スペース・空配管等を考慮した計画とすること。

#### ②受変電設備

- ・電力会社から受電する電力を各負荷に適した電圧に変換する設備として計画すること。
- ・電力引込みは、敷地北側道路に敷設されている九州電力柱からとし、敷地内へ引込み柱を建柱し架空方式にて引き込みを行うこと。
- ・引き込み柱以降は、地中埋設管路保護にて屋外受変電設備（キュービクル式）へ受電引込みを行うこと。
- ・電力引き込みは、普通高圧 6.6 kV 60 Hz 1 回線受電とすること。

##### 【想定仕様】

設備形式	屋外キュービクル型 耐塩塗装仕様	
主要機器	遮断器	V C B、L B S（P F 付）
	変圧器	油入型変圧器（トップランナー型）
	コンデンサ	高圧型、6%リアクトル付
設備容量	一般電灯用	単相三線式 105/210V 200kVA×2
	一般動力用	三相三線式 210V 300kVA×2
	非常動力用	スコット 105/210V 100kVA×1
	非常電灯用	三相三線式 210V 200kVA×1
総容量	1,500kVA（想定）	

#### ③幹線設備

- ・新設する受変電設備から、既設テニスコート管理棟と駐車場トイレへそれぞれ既設幹線から切り替えること。
- ・受変電設備から電灯分電盤、動力制御盤に至る幹線敷設及び盤の取り付け整備を行うこと。
- ・幹線は電気種別（単相・三相）、電源種別（商用一般電源・発電機電源）、用途別（電灯・動力）により系統分けを行うこと。
- ・配線方式はケーブルラック+ケーブル配線によるものとし、原則として垂直展開は専用シャフト（EPS内）、水平展開は共用部（廊下天井内など）を通線ルートとし将来的な増設や点検などに配慮した計画とすること。
- ・体育館エリア、健康・子育てエリアにて、電力使用量を個別計測が行えるものとする。

##### 【想定仕様】

電気方式	電灯幹線	単相三線 210-105V
	アリーナ照明幹線	単相三線 210-105V
	動力幹線	三相三線 210V
配線方式	幹線部	ケーブル+ケーブルラック
	分岐部	ケーブル+配管
配線種別	EM-CETケーブル	
	EM-CEケーブル	
	EM-IE電線	
電圧降下	内線規程による	

#### ④動力設備

- ・空調機やファン・ポンプ類に対し、電源供給を行う設備として計画すること。
- ・電源供給対象となる機器を動力制御盤から離れた場所に配置する場合は、機器側近傍に手元開閉器盤を設けることで保守点検時における安全性に配慮した計画とすること。



【想定仕様】

制御盤	機械室ごとに配置し、供給対象となる機器が機械室外に配置される場合は機器近傍に手元開閉器盤を配置し保守時における安全性に配慮する。	
配線方式	短絡保護	配線用遮断器 (MCCB)、漏電用遮断器 (ELCB)
	その他保護	一般動力 過負荷欠相運転防止継電器 (2E) 水中ポンプ 過負荷欠相反相運転防止継電器 (3E)

⑤非常発電設備

- ・停電時における防災負荷と保安負荷のバックアップ用として計画すること。

【想定仕様】

設備形式	屋外キュービクル型 耐塩塗装仕様	
主要機器	原動機	ディーゼルエンジン、即時長時間型、低騒音型 (85 d B)
	燃料タンク	小出槽 (9500)、地下埋設タンク (6,0000 以上)
	給油ボックス	ポンプユニット一体型
設備容	350KVA	
運転時間	72 時間 (3 日間)	
燃料種別	軽油	

⑥電灯・コンセント設備

- ・電灯分電盤二次側以降の照明、コンセント等について計画すること。

【想定仕様】

分電盤	配電ゾーニングの各エリアに配置を行う
回路電圧	電灯回路は原則として 100V or 200V、コンセント回路は 100V
回路数	実装回路に対して 20%の予備ブレーカを電源種別毎に見込む
配線方式	天井コロガシ配線主体
配線種別	EM-E E F ケーブル

- ・コンセント設備は、各居室、共用部などの用途に応じた数や設置場所を計画し、用途の特定できるもの (OA機器、冷蔵庫等の備品など) の他に日常の清掃や保守点検用などに配慮し設置すること。

【想定仕様】

事務所など	8 m <sup>2</sup> 程度に一か所 (OA機器などにも対応)
廊下など	20~25mに一か所程度 (清掃用など多目的な利用を考慮)
その他	自動販売機や洗浄便座等用途が特定されている場合は、専用コンセントとして必要個数を計画する
配線方式	無人ロボット充電コンセントを設置
配線種別	EM-E E F ケーブル
屋外	災害時に必要となる、携帯電話、ラジオ等の充電用コンセントなどの整備を行う
屋外及び水廻りに設置する機器に対してはELCB回路として漏電保護対策を行う	

- ・照度 (明るさ) は J I S の照度基準を基本とし、適正な照度設定・室環境に応じた器具の選定を行い快適かつ機能的な光環境を計画すること。
- ・照明スイッチは現地に配置することを原則として、共用部の照明は間引き点灯や消し忘れ防止に配慮し事務所兼警備員室より遠隔で管理が行える計画とすること。
- ・照明器具は高効率のものを選定 (LED) し、人感センサー、グループ制御を導入することで省エネルギー性の高いシステムとすること。
- ・アリーナについてはコート分割に合わせ、各ゾーンごとに照明を制御し省エネルギーに貢献すること。
- ・防災照明は、建築基準法及び消防法に準じた設置基準にて計画すること。
- ・アリーナ客席には客席誘導灯を設置すること。
- ・アリーナの照度 (明るさ) の基準は、J I S 及び国体基準を考慮した計画とすること。なお、一部バドミントンについてはグレアを考慮した配置計画とすること。
- ・アリーナ天井に設置するキャットウォークにカメラ用電源を確保すること。

⑦構内情報通信設備 (LAN設備)

- ・パソコン等を利用する上で必要となる配線への対応として配管路を計画すること。また、E P

SにHUB盤やルーターを設置すること。

【想定仕様】

配線方式	情報幹線部	配管+ケーブルラック
	情報分岐部	配管 (PF22)
	ケーブル	カテゴリ5E以上
	HUB	1ギガビット対応 8ポート

- ・プライベートLTE (sXGP) 環境を整備するため、必要な機器を設置すること。また、将来のエリア拡張 (運動公園) を念頭に整備すること
- ・主に施設利用者が利用するためのFree-WiFi環境を整備するため、必要な機器を設置すること。なお、通信事業者との協議及び調整を含む。
- ・庁舎との通信に必要なLAN設定における協議及び調整に協力すること。

⑧構内交換設備 (電話設備)

- ・公衆回線との送受信及び施設内における内線通話への対応として、電話配線及び電話機等整備用配管路を計画する。引込みは電力引込みと同じ方式としMDFは1階EPS内に設置とすること。

【想定仕様】

配線方式	情報幹線部	配管+ケーブルラック
	情報分岐部	配管 (PF22)
主要機器	端子盤 (各弱電共用)、MDF、機器取付スペース	

⑨情報表示設備 (時計表示装置)

- ・アリーナにデジタル電気時計、事務室、各会議室等にアナログ式電気時計を設置すること。

【想定仕様】

主要機器	親時計	水晶発信式親時計による一斉運針 (一階事務室に配置)
	子時計	各必要室に合わせて設置
時刻補正	長波電波	

⑩テレビ共同受信設備

- ・地上デジタル放送受信のため、UHF、BS・110°CSアンテナを設置し、各テレビ端子に供給すること。必要諸室にアウトレットを設置し、端子盤から配管配線する計画とすること。

【想定仕様】

配線方式	分岐分配方式
主要機器	受信アンテナ、混合器、増幅器、分岐・分配器、テレビ端子

⑪誘導支援設備

- ・インターホン設備は、来訪者対応として、エントランス入口と事務室間の通話路を構築し、時間外 (17:15~8:30) は事務所兼警備員室に切り替え可能な計画とすること。また、エレベーターカゴ内と事務所兼警備員室間の通話対応 (機器はエレベータ工事) として配線を敷設すること。

【想定仕様】

主要機器	親機	カラーモニター付インターホン
	ドアホン子機	カラーカメラ付ドアホン
通話方式	自動交互	

- ・非常呼出表示は、多目的トイレ相談室・赤ちゃんルーム・更衣室・屋内遊び場に呼出鈕を設置し事務所兼警備員室へ表示を行うこと。

【想定仕様】

主要機器	表示親機	窓式 (LED)、ブザー・復旧鈕付
	子機	壁付押し鈕 (一部引き紐付)、廊下表示灯 (ブザー付き)、復旧鈕
呼出単位	1ルーム1チャンネル	

⑫監視カメラ設備

- ・施設内外における防犯対応として監視カメラ設置をすること。
- ・監視カメラはsXGP環境を活用した自動配信装置を設置し、カメラ用電源を確保すること。
- ・監視カメラは建物内へ至る主要出入口部分及びELVホールなどの縦動線を警戒場所として

配置すること。

- ・主装置・モニターは事務所兼警備員室に設置し、付加仕様として録画装置を設けることで事後処理確認が行えるものとする。
- ・ s X G P 環境対応機器用電源及び配線用配管を考慮した計画とすること。

【想定仕様】

主要機器	カメラ	屋内	ドーム型ネットワークカメラ 9台程度
		屋外	ドーム型ネットワークカメラ ハウジング型ネットワークカメラ 計6台
		アリーナ	旋回式ネットワークカメラ 1台
	液晶モニター	22型	
	録画装置	2週間	

- ・別途警備会社による防犯設備を整備するため、協議及び調整が必要な場合は協力すること。

⑬ 拡声設備（非常・業務放送）

- ・火災信号等を受けて館内に非常放送を流す装置で通常時は業務放送として運用可能なシステムとすること。

【想定仕様】

主要機器	放送ラック	ロッカー型E I A規格ラックマウント式
		アンプ、リモートマイク
	ローカル機器	設置場所：1階事務所兼警備員室総合盤内 スピーカー、アッテネータ、カットリレー付コンセント

⑭ 映像・音響設備

- ・アリーナの音響設備は以下の想定仕様を基本に整備すること。

【想定仕様】

アリーナ音響設備	放送室	音響調整ワゴン 音響機器ラック
	アリーナ	アリーナスピーカー 客席スピーカー ワイヤレスアンテナ他

- ・会議室、子育て支援センター、クッキングスタジオ、多目的室の映像・音響設備は【添付資料-7 映像・音響設備システム図】の想定仕様を基本に整備すること。

⑮ 自動火災報知設備

- ・火災の早期発見を目的として消防法に準じたシステムとすること。
- ・用途：防火対象物 消防法1項（ロ） 集会所

【想定仕様】

主要機器	自火報知受信機	R型複合受信機
	感知器	煙感知器・熱感知器（自動試験機能付）

⑯ 避雷針設備

- ・建物高さが20mを超過する場合、避雷針設備を計画すること。

⑰ 太陽光発電設備

- ・太陽光発電設備を別途設置するため、受変電設備への接続・蓄電池設置スペース・空配管等を考慮した計画とすること。

⑱ 街路灯

- ・街路灯は、別途発注する外構工事において施工する。ただし、監視カメラ等の配線を必要とする場合は、建築物から1m程度取り出した空配管を設置する

2) 機械設備

① 空調設備

- ・建設費が安価な電気式空冷ヒートポンプパッケージ方式（マルチタイプ・個別タイプ）を採用すること。使用用途、利用時間帯などの違いによる各室の個別運転を考慮して、系統分けすることによりランニングコストの低減を図ること。
- ・使用する冷媒はオゾン破壊係数ゼロの新冷媒を用い、環境負荷低減を図ること。

- ・環境負荷の少ない施設を実現するため、エネルギーの高効率利用を行い、省エネルギーに配慮したシステムを計画すること。
- ・建設費のみならずランニングコスト、メンテナンスコストを含めたライフサイクルコストを低減するシステムを計画すること。
- ・経済性以外に、地球温暖化、オゾン層破壊等の地球環境問題をはじめとする環境問題に総合的に配慮した計画とすること。
- ・耐食性を考慮した管材及び機材を採用すること。
- ・感染症対策を考慮した計画とすること。
- ・各室の設計用屋内基本条件は「建築設備設計基準(令和3年度版)」及び「空気調和衛生工学便覧(第14版)」に基づき下表のとおり想定する。ただし、相対湿度は目標値とし成行とする。

	屋内							
	居室		更衣室		アリーナ		観覧席	
	DB (°C)	RH (%)	DB (°C)	RH (%)	DB (°C)	RH (%)	DB (°C)	RH (%)
夏期	26	50(成行)	26	50(成行)	28	50(成行)	28	50(成行)
冬期	22	40(成行)	22	40(成行)	16	50(成行)	20	50(成行)

- ・設計用屋外基本条件は「建築設備設計基準(令和3年度版)」に基づき下表のとおり想定する。

	外気条件(宮崎)					
	夏期					冬期
	日最高温度	時刻別温度				温度
		9:00	12:00	14:00	16:00	
乾球温度°C	34.5	31.3	33.9	34.3	34.1	1.9
相対湿度%	71.4					60.3
絶対湿度 g/kg	20.8					2.6

- ・ホワイエ等のホールの室内機は天井埋込形とし、その他居室等は天井カセット形を基本とすること。
- ・アリーナ空調は、バドミントン(風速:0.15m/s以下)等の競技に最適な環境となるように計画すること。
- ・観覧席の空調は、機械室に床置形室内機を設置し、観覧席下部から床吹出にて空調を行うこと。
- ・第3種換気を行う部屋は、外気調和機からの給気を導入することで、結露の発生を抑える計画とすること。
- ・災害停電時に使用する部屋は、空調をすることができるよう発電機回路とすること。

場所		空調方式	
1階	アリーナ	床置ダクト形+空気式床放射方式	設備用パッケージエアコン
	事務室、多目的室、会議室、廊下	天井カセット形	冷暖切替マルチタイプ
	健幸ストリート、交流スペース、屋内遊び場、飲食スペース	天井埋込形	
	子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、クッキングスタジオ、診察室、相談室、更衣室、休憩室、赤ちゃんルーム、事務所兼警備員室、放送室、大会役員室、薬品保管庫	天井カセット形	個別
2階	観覧席	床置ダクト形+床吹出口	設備用パッケージエアコン
	ランニングコース	天井カセット形	冷暖切替マルチタイプ
	ホール	天井埋込形	

- ・配管材料は以下の仕様を想定する。

冷媒管	冷媒用断熱付被覆銅管(メーカー標準品)
空調ドレン管	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)

## ②換気設備

- ・建築基準法に準じるとともに部屋の用途に応じて適切な換気設備を計画すること。
- ・アリーナ、各居室は全熱交換器を設置、その他は外調機により外気導入及び個別に排気ファンを設置し、建物全体のエアバランスを保持すること。

場所		換気方式
1階	アリーナ、事務室、多目的室、診察室、会議室、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、クッキングスタジオ、休憩室、事務所兼警備員室、放送室、大会役員室	全熱交換器による第1種換気方式
	WC、更衣室、印刷室、ランドリー室、赤ちゃんルーム、薬品保管庫、相談室、倉庫、器具庫（多目的室）、更衣室、自販機コーナー	排気ファンによる第3種換気方式（給気は外調機より導入）
	機械室、器具庫、防災備蓄倉庫	給気ファン＋排気ファンによる第1種換気方式
2階	観覧席、ランニングコース	全熱交換器による第1種換気方式
	WC、自販機コーナー	排気ファンによる第3種換気方式（給気は外調機より導入）

- ・代表的な換気回数は下記の通り想定する。（建築設備設計基準令和3年度版参照）

場所	回数
アリーナ、観覧席、ランニングコース	人員 30m <sup>3</sup> /h・人による
事務所、多目的室、会議室他	2回/h かつ人員 30m <sup>3</sup> /h・人による
更衣室・職員更衣室	5回/h
倉庫、器具庫	5回/h
印刷室	10回/h
WC	15回/h
機械室	5回/h

## ③排煙設備

- ・建築基準法に準拠し、自然排煙とする。

## ④自動制御設備

- ・各システムとの整合性、経済性及び操作性さらには電気設備との関連性を考慮して、各装置類の制御方法を計画すること。
- ・1F事務室（支援センター系統）及び、1F事務所兼警備員室（体育館系統）にそれぞれ集中リモコンを設置し、各系統のエアコンを全て一括管理する。
- ・集中リモコンにて、発停・温度制御規制・状態制御及び異常監視を行えるものとする。併せて、各居室に個別で手元リモコンを設置すること。

## ⑤衛生器具設備

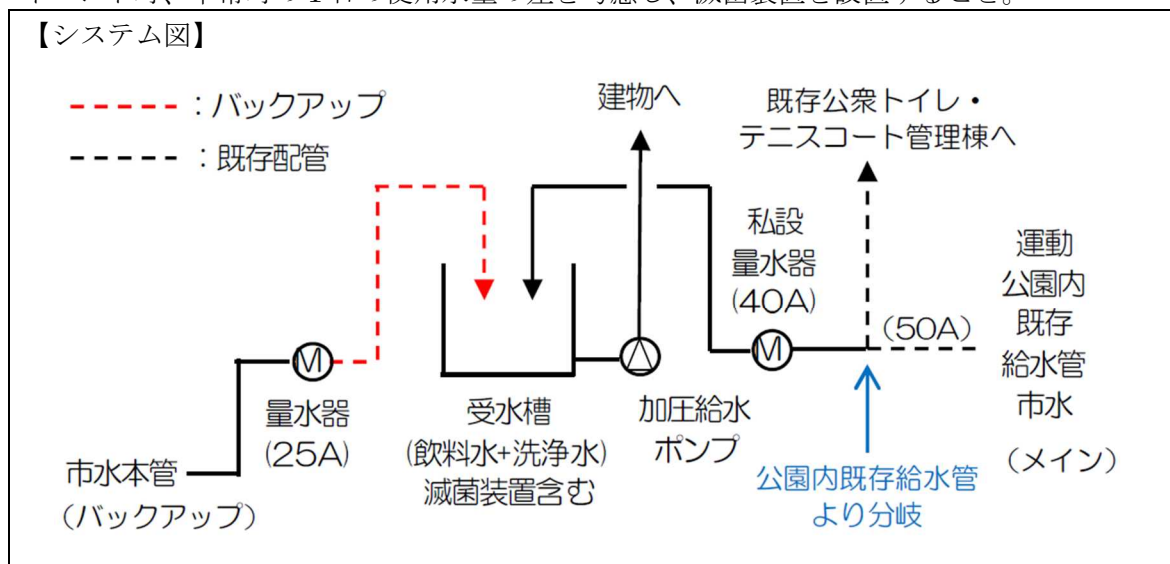
- ・施設を利用する全ての人に不便を感じさせないユニバーサルデザインの節水型衛生器具を採用すること。
- ・グリーン購入法における特定調達品目基準に適合する器具の選定を行い、持続的発展が可能な社会の構築に貢献するものとする。
- ・給水の省エネルギー化を図るため自動感知式器具を採用するものとする。
- ・主な器具は下記の通り想定する。

種別	主な仕様
洋風大便器	フラッシュタンク式、擬音装置付暖房洗浄便座、棚付二連紙巻器 4.8L/
壁掛小便器	自動感知式、低リップタイプ
洗面器	自動混合水栓（電気温水器）、自動単水栓
掃除流し	レバー式水栓
化粧鏡	盗難防止型
手すり類	肢体不自由者への対応

※感染症対策のため、自動水栓は非接触型とする。

### ⑥給水設備

- ・運動公園内既存受水槽（24 m<sup>3</sup>）からの敷地内既存給水配水管（50A）から、40Aにて今回建物へ分岐すること。また、40A分岐配管側をメイン水源とし、北面道路の給水本管75Aからバックアップとして25Aにて引き込みをすること（量水器40A：私設品 量水器25A：局貸与品）。
- ・受水槽（有効容量23 m<sup>3</sup>）を新設し、受水槽＋加圧ポンプ給水方式とすること。
- ・受水槽2次側において、体育館と子育て支援センターとの2系統に量水器（私設品）を分けること。
- ・イベント時、平常時の1日の使用水量の差を考慮し、滅菌装置を設置すること。



### ⑦排水通気設備

- ・運動公園内の既存浄化槽2基（駐車場トイレ用：35人槽 テニスコート用：21人槽）を撤去し、担体流動方式の浄化槽（452人槽）を新設すること（駐車場トイレ・テニスコート排水を含む）。
- ・建物内は汚水、雑排水分流方式とすること。
- ・通気配管は、伸長通気及びループ通気方式とすること。

### ⑧給湯設備

- ・ガス給湯器と電気温水器による個別給湯方式を併用すること。
- ・クッキングスタジオ、更衣室の使用湯量が多い室はガス給湯器とし、その他の洗面器・流しは小型電気温水器とすること。

### ⑨LPガス設備

- ・ガスボンベを設置し、ガス給湯器へ供給すること。

### ⑩消火設備

- ・消防法に準拠しスプリンクラー設備（アリーナは放水型ヘッドを使用する。）を設置すること。（防火対象物(1)項イ：劇場、観覧場）
- ・送水口はメイン出入口付近に自立型にて双口送水口を設置すること。
- ・配管材料は以下の仕様を想定する。

給水	一般部	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VB)
	埋設部	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VD)
	引込み	水道局指定管材
排水	一般部	耐火二層管 (FDP)
	ピット内、埋設部	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
通気	一般部	耐火二層管 (FDP)
	ピット内、埋設部	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
給湯		一般配管用ステンレス鋼管 (SUS)
ガス		配管用炭素鋼管 (SGP 白)

(6) その他

1) プライベートLTE (sXGP) 環境の整備と活用

- ・施設内の特定の諸室の様子を他の諸室からリアルタイムで確認可能な環境を整備するため、スマートフォン25台、タブレット端末10台を整備すること。

2) 自動警備ロボットの導入

- ・自動警備ロボットを1台整備すること。自動警備ロボットは以下を想定する。

株式会社 ZMP 無人警備ロボット「PATORO (パトロ)」
---------------------------------

3) eスポーツのできる環境の整備

- ・eスポーツが実施可能なよう、以下のモニター及び家庭用ゲーム機を整備すること。

モニター	移動式、50インチ、4台
家庭用ゲーム機	ゲーム機本体及びコントローラー2種類、各2台

4) 体組成組織測定のできる環境の整備

体組成測定器	TANITA MC-780A-N・・・2台, BM-220・・・2台
--------	------------------------------------

5) 国土交通省に提案している取組テーマの内容

取組テーマ	目標像	モデル性
ストック効果向上	誰もが安心・安全にスポーツや健幸づくり、子育てができる公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園整備に当たり、健康づくり機能と子育て支援機能を有する複合型総合体育館施設を整備することで、これまでの公園利用者とは異なる人々も集うことになり、遊具や運動施設、緑化の整備が進んだ良好な環境で多世代交流の場として、子どもから高齢者まで、誰もが楽しく安心・安全に健幸になれる公園づくりを行う。</li> <li>・本整備事業は、全国各自治体が抱える少子高齢化問題に対して先駆的整備計画であり、各自治体の抱える諸問題解決に関し都市公園を中心とした整備の参考とすることが可能である。</li> </ul>
DXの推進	誰もが安心・安全に利用できる公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合型体育館の混雑状況をAIカメラを活用し、施設外からでも確認できる施設整備を目指す（予約システムの構築も含む）。また、複合型施設で実施されるイベントについて、感染症対策の観点から、簡単にネット配信できるシステムを整備し、遠方においても観戦することができる技術の導入を目指す。</li> <li>・AIカメラを活用した取組であり、ネット配信のみならずローカルスポーツの活性化や競技力向上等の様々な利用方法の可能性があり、将来のデジタル活用に対してモデル的取組である。</li> <li>・ロボットを活用した自動警備や自動誘導（案内）の実現を目指す。</li> </ul>

#### IV 各業務に関する事項

##### 1 新施設の設計に関する業務

###### (1) 業務範囲

事業者は、新施設の設計に関する業務の遂行に当たり、本書、事業者提案、契約書等に基づき、市と協議の上進めるものとする。

業務区分は、以下のとおりとする。

###### 1) 実施設計業務

###### 2) その他関連業務（敷地拡張に係る測量設計とも）

新施設	構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
	規模	地上2階建て、耐火建築物
	建築面積	約 5,374 m <sup>2</sup>
	延床面積	約 6,170 m <sup>2</sup> （延床面積±5%までの面積増減は許容する。）
	耐震安全性の分類	構造体：Ⅱ類 建築非構造部材：A類 建築設備：乙類
外構	駐車場	一般駐車場：242台（思いやり駐車場8台含む）
		臨時バス駐車場：9台
		公用車駐車場：8台
		職員駐車場：44台
	駐輪場	20台程度
クロスカントリーコース	造成拡張部含む周回設計	

※ 本市は、駐車スペースの確保を目的として、上記の表の駐車場スペースに加えて、敷地を拡張して約290台分の駐車スペースを追加整備することを予定しており、本事業の外構の実実施設計業務には、この拡張する駐車スペースの測量設計も含むものとする。なお、拡張する敷地部分の位置や範囲については契約締結後に提示する。

###### (2) 業務期間

新施設の設計に関する業務の期間は、新施設の供用開始日に間に合うように事業者が計画すること。具体的な設計期間については事業者の提案に基づき契約書に定める。

###### (3) 業務に係り留意すべき事項

新施設の設計に関する業務に係る留意すべき事項は以下のとおりである。

業務区分	留意すべき事項
①実施設計業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計業務の範囲は、新施設及び拡張外構を含む新施設等とする。</li> <li>・事業者は本書及び事業提案書に基づき、新施設の意匠、構造、電気設備、機械設備、外構等について、市と綿密に協議を行い、業務を遂行すること。</li> <li>・各種法令に適合させるための変更・調整は事業者の業務とする。ただし、許認可のために必要な仕様等と本書及び事業提案書等の内容に著しい不整合が発生する場合は、速やかに市に報告し協議すること。</li> <li>・事業者は事業提案書に基づき、庁内の検討期間を設ける等、市の要望を踏まえた工程表を作成し、業務全般の進捗管理を行うこと。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、定期的に当該業務の進捗状況及び内容について市に報告し、協議録等を作成し、提出すること。</li> <li>・事業者は、必要に応じ、法規制やインフラ等の諸条件について、関係官公署等で事前に確認を行い、協議録等を作成し、市に報告すること。</li> <li>・実施設計期間を通じて、施設の要求水準や業務条件に変更が生じ、事業費が変動しそうな場合には、その都度概算を行い市に報告して変更の是非を協議するなど、本市の意思決定に必要なコスト管理を常時実施すること。</li> <li>・実施設計完了時に建築確認申請等と並行して、工事費の増減を積算すること。数量算出は公共建築工事積算基準等に基づいて行い、単価等は原則として契約時のものを採用すること。</li> <li>・事業者は実施設計完了時に、要求水準及び事業提案書に記載した項目が遵守されているかについて、セルフモニタリングを行い、市に報告及び説明を行うこと。</li> </ul>
②その他関連業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計者は実施設計業務の完了後においても、工事施工者、工事監理者及び市に対し、会議への出席等により設計意図を十分に伝達すること。</li> <li>・事業者は、施設整備に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。</li> <li>・手数料等は事業者が負担すること。</li> <li>・市が議会や市民等に向けて設計内容の説明を行う場合や、補助金の申請を行う場合等、市の要請に応じて資料作成を行い、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。</li> <li>・その他、必要な協力を行うこと。</li> </ul>

#### (4) その他留意事項

##### 1) 実施設計業務に係る手続書類の提出

①事業者は、実施設計業務の着手前に、応募時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、以下の書類を市に提出し、市の承諾を得ること。なお、詳細は市と協議の上、決定することとする。

- ア 設計業務計画書（組織体制を含む）
- イ 設計工程表（実施設計、建築確認申請等各種申請手続き及び市との調整工程）
- ウ 設計業務着手届
- エ 主任技術者届（設計経歴書を添付のこと。）

②事業者は、実施設計業務の完了後に、以下の書類を市に提出し、市の承諾を得ること。なお、詳細は市と協議の上、決定することとする。

- ア 業務完了届（様式第10号（約款第33条関係））
- イ 成果物引渡申出書（様式第12号（約款第33条関係））

## 2) 設計図書の提出

実施設計完了時に以下に示す書類を提出すること。また、CADデータを含むデジタルデータもファイルに綴じインデックスを付けて提出すること。

市は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む）を通知する。

種別	部数	備考
設計図面	1	A1（原図）
	2	A3、意匠・構造・電気設備・機械設備を製本とする。
設計説明書	2	A4
電子媒体（CD-R）	1	CADデータはJ w wとする。
設備設計計算書	2	A4
構造計算書	2	A4
工事費内訳書	2	A4
保全に関する説明書	2	A4
建築物エネルギー消費性能確保計画書	2	A4
打合せ記録簿	2	A4

## 2 新施設の施工に関する業務

### (1) 業務区分

事業者は、新施設の施工に関する業務の遂行に当たり、本書、事業者提案、契約書等に基づき、本市と協議の上進めるものとする。

業務区分は、以下のとおりとする。

#### 1) 新施設の施工業務

#### 2) その他関連業務

新施設	構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
	規模	地上2階建て、耐火建築物
	建築面積	約 5,374 m <sup>2</sup>
	延床面積	約 6,170 m <sup>2</sup>
	耐震安全性の分類	構造体：Ⅱ類 建築非構造部材：A類 建築設備：乙類
外構	造成等	既存駐車場舗装剥ぎ取り処分
		支障樹木移植
		一部造成（発生土利用）・路床（シラス 50 cm）
		上層路盤（再生 10 cm）法面整形・法面張り芝
		施設周囲雨水排水路敷設
	駐輪場	20 台程度
クロスカントリーコース	造成部一部整形（仕上げ別途発注）	

### (2) 業務期間

新施設の施工に関する業務の期間は、新施設の供用開始日に間に合うように事業者が計画すること。具体的な建設期間については、事業者の提案に基づき契約書に定める。

なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め、供用開始日の変更等について、本市と事業者が協議して決定するものとする。

### (3) 業務に係る留意すべき事項

新施設の施工に関する業務に係る留意すべき事項は、以下のとおりである。

業務区分	留意すべき事項
①新施設の施工業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新施設の施工業務の範囲は、建築主体・設備工事、付帯設備工事、一部造成とし、駐車場及びクロスカントリーコース等の外構は業務範囲外とする。</li> <li>・事業者は事業提案書に基づき、各種行政手続き、検査等、本市の要望を踏まえた工程表を作成し、業務全般の進捗管理を行うこと。</li> <li>・事業者は、近隣住民の生活に支障がないように安全を確保した工事計画で建設工事を実施すること。</li> <li>・事業者は、新施設の工事において行う主要な検査及び試験、隠蔽される部分の工事等が実施される時期について、事前にその内容及び実施時期を市に通知すること。なお、本市は当該検査又は試験に立合うことができるものとする。</li> <li>・事業者は、工事期間中、常に工事記録をとるとともに、適宜、本市に報告すること。</li> <li>・事業者は、本市の監査等に関わる検査等の資料作成に協力すること。</li> <li>・建設工事により発生する建設副産物については、関連する基準等に基づき、適正な処理に努めること。</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、必要な事項を書面で市に報告すること。</li> <li>・特に指定のある什器・備品は、本事業内で調達・配置すること。什器・備品等は購入を原則とし、リース・レンタルによる調達は不可とする。</li> <li>・事業者は、自らにおいて新施設の間接検査及び完了検査を行うとともに、その内容・結果及びその他の検査記録について本市に報告すること。なお、完了検査の日程は事前に本市に通知すること。</li> </ul>
①新施設の施工業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、本市に対して、完了検査の結果を検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。</li> <li>・工事で発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処分すること。また、再生利用可能な廃材については、積極的に再利用を検討すること。</li> <li>・道路や公共施設等に傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。</li> <li>・原則として工事中に本市及び第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとする。</li> <li>・騒音、振動、悪臭、公害、粉塵飛散、交通渋滞、電波障害その他、建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、一般的に求められる範囲の近隣対応を実施すること。特に交通障害・騒音・振動の影響を最小限に抑えるため対策を検討すること。</li> <li>・本事業で使用する木材及び木材製品を使用する場合は、地域産材の使用に務めること。</li> <li>・事業敷地内にあるテニスコートは本事業期間中も運営するため、テニスコート利用者の安全に配慮した施工計画を計画し、工事期間中においても安全対策を十分実施すること。</li> </ul>

②その他関連業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、住民への説明会等を必要に応じ実施し、工事内容について理解を得るように努めること。</li> <li>・工事現場の見学会、視察、事業進捗の広報・記録等に対し協力すること。</li> <li>・その他、必要な協力を行うこと。</li> </ul>
----------	--

#### (4) その他留意事項

##### 1) 新施設の施工業務に係る手続書類の提出

①事業者は、新施設の施工業務の着手前に、以下の書類を本市に提出し、本市の承諾を得ること。

なお、詳細は本市と協議の上、決定することとする。

- ア 施工体制台帳
- イ 工事着工届
- ウ 現場代理人等届（経歴書を添付のこと）
- エ 施工計画書（全体及び詳細工程を含む）・品質管理計画書
- オ 主要資機材一覧
- カ 工事記録写真撮影計画書

②事業者は、新施設の施工業務中に、以下の書類を本市に提出し、本市の承諾を得ること。なお、詳細は本市と協議の上、決定することとする。

- ア 機器承諾願
- イ 残土処分計画
- ウ 再資源利用（促進）計画書
- エ 主要工事施工計画書
- オ 六価クロム溶出試験報告書
- カ VOC室内濃度測定計画書
- キ 各種試験結果報告書

③事業者は、新施設の施工業務の完了後に、以下の書類を本市に提出し、本市の承諾を得ること。

なお、詳細は本市と協議の上、決定することとする。

- ア 工事完了届（様式第10号（約款第31条関係））
- イ 工事目的物引渡申出書（様式第12号（約款第31条関係））
- ウ 工事記録写真
- エ 工事完成写真
- オ 各種保証証書
- カ 各種検査試験成績書
- キ 保全に関する説明書
- ク エネルギー管理計画書
- ケ 竣工図（完成工事一式）

##### 2) 保険

事業者は、業務の着実な履行に向け、適宜、建設工事保険等に参加すること。なお、保険加入に係る費用は、本事業の費用に含めることとし、被保険者は下請け業者を含む建設企業と本市とすること。

### 3 新施設の工事監理に関する業務

#### (1) 業務区分

事業者は、新施設の工事監理に関する業務の遂行に当たり、本書、事業者提案、契約書等に基づき、本市と協議の上進めるものとする。

業務区分は、以下のとおりとする。

##### 1) 工事監理業務

新施設	構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
	規模	地上2階建て、耐火建築物
	建築面積	約 5,374 m <sup>2</sup>
	延床面積	約 6,170 m <sup>2</sup>
	耐震安全性の分類	構造体：Ⅱ類 建築非構造部材：A類 建築設備：乙類
外構	造成等	既存駐車場舗装剥ぎ取り処分
		支障樹木移植
		一部造成（発生土利用）・路床（シラス 50 cm）
		上層路盤（再生 10 cm）法面整形・法面張り芝
	施設周囲雨水排水路敷設	
駐輪場	20 台程度	
クロスカントリーコース	造成部一部整形（仕上げ別途発注）	

#### (2) 業務期間

新施設の施工に関する業務の期間は、新施設の施工に関する業務を踏まえ事業者が計画すること。具体的な工事監理期間については、事業者の提案に基づき契約書に定める。

#### (3) 業務に係り留意すべき事項

新施設の施工に関する業務に係る留意すべき事項は、以下のとおりである。

業務区分	留意すべき事項
①工事監理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は事業提案書に基づき、各種行政手続き、検査等、本市の要望を踏まえた工程表を作成し、業務全般の進捗管理を行うこと。</li> <li>事業者は、工事着手前に、工事施工者の作成する施工計画書、設計図面等により、実施設計で求める機能・性能・品質を確保及び適用する図書等が遵守されているか確認すること。</li> <li>事業者は、業務期間中において、月に一度、報告書を作成し、本市に提出すること。なお、様式や書式については、事前に市の確認を得ること。</li> <li>事業者は、施工の各段階において、施工状況の確認や材料試験の立会・出来高の検査等を行い、都度報告書を作成し、本市に提出すること。なお、様式や書式については、事前に本市の確認を得ること。</li> <li>事業者は、工事施工者との協議・指示事項等について、原則として書面をもって行うこと。</li> <li>事業者は、あくまでも、第三者の立場・視点に立って業務を遂行すること。</li> </ul>

業務区分	留意すべき事項
①工事監理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、施工段階での設計変更などにより発生した変更事項について、実施設計者とともに性能、コスト、工期を検証し、要求水準の内容に不一致の懸念が認められる場合は、本市と協議すること。</li> </ul>

(4) その他留意事項

1) 工事監理業務に係る書類の提出

①事業者は、工事監理業務の着手前に、応募時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、以下の書類を本市に提出し、本市の承諾を得ること。なお、詳細は本市と協議の上、決定することとする。

- ア 工事監理業務計画書（組織体制を含む）
- イ 工事監理工程表（実施設計、建築確認申請等各種申請手続き及び市との調整工程）
- ウ 工事監理業務着手届
- エ 主任技術者届（設計経歴書を添付のこと。）

②事業者は、工事監理業務の完了後に、以下の書類を本市に提出し、本市の承諾を得ること。なお、詳細は本市と協議の上、決定することとする。

- ア 業務完了届（様式第 10 号（約款第 33 条関係）
- イ 成果物引渡申出書（様式第 12 号（約款第 33 条関係）